

第 92 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 30 年 4 月 23 日 (月) 10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 6 2 3 会議室
- 3 出席者
会 長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同 納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授
同 山本 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1) 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に盛り込むべき重点取組事項について
(2) 「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」の骨子案について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に盛り込むべき事項に関する委員意見
- 資料 2 消費者庁説明資料
- 資料 3 法務省説明資料
- 資料 4 文部科学省説明資料
- 資料 5 厚生労働省説明資料
- 資料 6 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項 (骨子案)
「I-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分抜粋

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。

ただいまより、第92回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、井田委員のみが御欠席でございます。

初めに、このたびのセクハラの報道に関連しまして財務省の福田事務次官による辞任表明がありました件について、今後も事実関係が究明される必要がありますけれども、男女共同参画会議、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長として一言申し上げます。

セクシュアル・ハラスメントは、一般に、意に反する「不快な性的な言動」のように定義されておりますが、これは、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するもので、あってはならない重大な人権侵害です。このような人権侵害をなくすことは、「女性の活躍」を論じる場合の、基本的な大前提であるとも言えます。

セクハラには、いわゆる対価型と環境型の2つがありますが、そのいずれにおいても、性的な行動のみならず、性的な内容の発言も含まれるところです。性的な内容の発言が、被害者の尊厳を軽んじる人格権侵害に当たる場合があるだけでなく、被害者の就業環境を害する場合があります。

第4次男女共同参画基本計画においては、具体的な取組として、雇用の場におけるセクハラのみならず、教育・研究・医療・社会福祉施設で発生する被害やスポーツ分野等における被害についても、効果的な防止対策を講ずることとしています。

セクハラは、被害者が声を上げづらく、被害が潜在化しやすい傾向にあります。同時に、多くの場合、加害者側との関係性において、被害者は弱い立場にあり、その立場の相違につけ込む形で、被害者の意志に反して行われていると言えます。職場におけるセクハラについては、その対策として、それにより当該労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることのないよう、事業主が雇用管理上必要な措置を講じなければならないとされております。男女雇用機会均等法第11条でございます。今回の事案においても、特に、職場環境配慮義務の点に加えて、被害者の保護・救済の点で、十分な配慮が必要とされるところです。国家公務員に関しましても、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）におきまして、各省各庁の長の責務として、セクハラ防止及び排除に関し必要な措置を講ずるとともに、そのような問題が発生した場合において、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないこと等が定められているところです。同4条でございます。

今後、政府におかれましては、このように事業主の責務が制度上明確に定められている趣旨を十分に踏まえた上で、セクハラの実行者に対する厳正な対処や再発防止の徹底、被害者の保護・救済などの取組を強化していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

ただいま私から意見を表明させていただきましたが、ここには専門調査会の委員の皆様

がお集まりでございます。専門調査会ですので、それぞれのお立場から、専門的な御発言、御希望もあろうかと思えます。時間の関係もありますので、長くはとれませんが、全体で10分程度、最初に一言、1～2分、要点だけをお示しいただきまして、もう一度最後に時間をとりますので議論をしたいと思えます。私の発言を受けての補足的な御発言ということで、阿部委員から順に、よろしく願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。

私も、書面、要望書を準備しているところでございまして、今、会長がおっしゃったことに基本的に賛成です。1つは、全力で真相究明を講じていただきたい。被害記者女性等は1人ではないと思えます。この方たちの人権を守り抜き、匿名性を確保することも考慮していただきたい。それから、このセクハラ防止に向けた再度対策と研修プログラムの実施、効果のある研修プログラムを実施していただきたい。この3点が骨子でございます。

どうぞよろしく願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。

可児委員、お願いいたします。

○可児委員 事実関係がセクハラであることについては、改めて私が申すまでもないと思えますので、そこについては言いません。けれども、何か弁護士が調査に関与することによってあたかも中立性が担保されるかのごとく調査の話が出てきていますが、弁護士はあくまでも依頼者の利益に沿って動く立場でありまして、財務省の顧問をされている弁護士がかかわることが決して中立な調査につながるわけではありません。弁護士の関与によってきちんとした調査を行うというのであれば、中立的な機関を立ち上げた上で、そこが依頼した弁護士が動かないことにはきちんとした調査は行われません。この問題に関しては、財務省ではなくて、どこか独立したところに調査を行う権限を付与した上で、そこがきちんと弁護士なりに依頼し、その弁護士が関与する形で調査が行われなければ、真相究明には至らないと思えます。ぜひそういった形の調査を進めていただきたいと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、小西委員、お願いいたします。

○小西委員 まず、辻村会長に、このような時期にちゃんとお話いただいたことに感謝します。

対応ということから、私は1つ申し上げたいと思えます。セクハラの事案が起こったときに、まず行うべきは被害者の保護であるということは多分どこでも書いてあることなのですが、その順番が最初から守られていない。国の基幹となる役所の対応でこうなのだというのが本当に日本の現状なのだと思うと、心底がっかりですね。きょうあたりから、週刊誌に被害者バッシングがまた出てきています。この被害者バッシングということも、今、常に性的な被害を受けた人につきまわっていることですね。ここは本当に社会全体を変えなくてはいけないのですけれども、この問題をきっかけとして、さらに議論がなされるこ

とを希望します。

○辻村会長 ありがとうございます。

木幡委員が急遽欠席とのことですので、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 専門調査会ですので、きょう声明を出していただいたことは非常にいいタイミングで、私もこちらの意見として述べてまとめていただいていたよかったです。

今、小西先生がおっしゃっていたように、被害者保護が一番大事なことなのですが、もう一つ、調査の方法も問題だと思っています。可児委員さんもおっしゃっていましたが、第三者による調査ととても思えないと思うのです。例えば、いじめなどと同じだと思うのですが、同じ所属の教育委員会が調査をした報告書を出しても、被害者の家族にとっては一切信頼できないわけですよね。それと同じように、利益相反のある人たちをメンバーに入れること自体が、その組織のセクハラに対する感覚としては非常に問題であると思っていただきたいと思います。例えば、調査をする委員会の委員のCOI、利益相反を全部開示してもらい、その上で市民の目に適正な調査であったということが見れば二次被害も起きにくいと思うのですが、それが非常に甘いと思います。ぜひ仕組みとしてこういうことをすべきだという具体的なマニュアル等がないのではないかと思いますので、その辺をこれから検討していただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

納米委員、お願いします。

○納米委員 この件に関して、個別のことに関しては、これまで委員がおっしゃってくださったことはそのとおりだと思います。

会長の発言についての資料裏面に「国家公務員に関しましても」と書かれております。各省各庁でセクシュアル・ハラスメントの防止、取り扱いに対して、どのような研修が実際になされているのか、取組がなされているのかということについて、公表をしていただきたいと思うのが1点です。

もう1点は、この件でかつて被害を受けた経験がある方がセクシュアル・ハラスメントのことを思い出して非常に辛い思いをされるのではないかとということを心配いたします。これに対してはどうしていいのかわかりませんが、そういう方たちにも目配りが必要なのではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 事務次官と一記者という立場的に圧倒的な力の差がある中での今回の問題というのは、非常にショックが大きかったと思っています。それでも被害者の人権が決して守られていないところにも問題を感じておりまして、今後、この記者が不利益な扱いをされず、きちんとケアをされることを希望します。

また、報道を通して加害者の言い逃れが自由に行われているということにも大きな問題を感じておりますので、社会全体の捉え方、こういう問題に対する捉え方を改めて問い

直すことではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 辻村会長の声明内容及び今までの皆さんの意見に全く賛同いたします。

やはりセクハラといった場合、単に雇用上の上司とか、そういうことだけではなくて、仕事上、立場が弱い人に対する配慮というものに欠けているのではないかと思います。いわゆる取材をさせてもらうとか、私は大学の先生でありますので、就活生が就職に当たってさまざまな言動をなされたというケースも多々あって、加害者のほうはそれが当たり前のような形で行われている現状があるやもしれません。そういうことで、立場が強い人に対する注意喚起というものは、再発防止のためにもよろしくお願ひしたいところでございます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いします。

○山本委員 非常に重要なコメントなので、ぜひこのチャンスで出されたことを形にさせていただけたらと思います。

もともと性的被害というのは、被害者が犠牲を払わなければ明るみに出ないという構造を持っています。今回の流れを見ても、周りには利害関係者しかいない。なので、あなたを守りたいけれども全体としての利害関係では損をするからやめておこうみたいな、そんな話が出てましたよね。これは、常にいわゆる権限側が持っている論理ですね。これは、別に新しくも古くもなく、いつもあることだと思います。そういう意味では、たくさんの被害者は誰に言ったらこの被害をちゃんと扱ってもらえるかということが見つかっていない。これは、責任当事者側にどんなにトレーニングをしたり、課題を与えても、その責任当事者にはもっと広い意味での背景の利害関係があって、その中でその人を一番に助けるということにならないという可能性は常にあるわけですよ。権力関係とか、利害関係がありますから。

先ほど調査の客観性というお話がありましたけれども、みずから誰かに被害を訴えるときの窓口が社会的に保障される必要があって、たまたまこの組織だったら守ってもらえるとか、あの組織だと守ってもらえないとか、この関係だと守りにくいとか、利害関係は常に世の中にあるわけで、それをもう少し広い意味で被害を訴えられる場所と客観的な調査が行われるシステムが必要だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間の制約がございまして恐縮でございましたけれども、また本日の会合の最後に時間をとりたいと思いますので、そのときによりしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議事に、入りたいと思います。

まず、前回に引き続きまして、「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき

重点取組事項について、内閣府、消費者庁、法務省、文部科学省、及び厚生労働省からヒアリングを行います。次に、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」の骨子案について、事務局から説明の後、審議を行うことにいたしております。

それでは、事務局から本日の会議資料の確認をしていただきます。よろしくお願ひします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

資料の確認でございます。

資料1、重点方針2018に盛り込むべき事項につきまして、事前に委員の方々から御意見を伺いまして、それをまとめたもの、それに対する各省庁の回答をまとめたものでございます。

資料2～5、きょうヒアリングを行う省庁の関係資料でございます。

資料6、重点取組事項の骨子案でございます。「I-3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分の抜粋となっております。

以上です。

○辻村会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

最初の議事は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき事項についてです。

本日は、内閣府、消費者庁、法務省、文科省、厚労省からヒアリングを行います。最初に各省庁から取組について説明していただきまして、その後に質疑とさせていただきます。

各委員からいただきました御質問、御意見に対する回答については、事務局から説明されたように、机上に既に資料を用意してございますので、御確認をお願いいたします。また、今後、各省庁で用意している施策の説明に関するものについて、あわせて回答もしていただくことになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初は、内閣府をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料1をご覧くださいと思っております。

前回の調査会におきまして、内閣府で説明はさせていただいたのですが、質疑応答の時間がなかったという関係もございましたので、以前いただいた質問、ペーパーでいただいた質問に対する回答という形でまとめさせていただいております。

資料の1ページ目でございますが、「(1) 性犯罪への対策の推進」ということで、通し番号を左側に打ってございます。

通し番号4番でございます。これは原先生からいただいた御意見でございます。ワンストップ支援センターについて、急性期以降の中長期の取組について書き込むことができるかというところでございます。右側に答えを書いておりますが、ワンストップ支援センターの中核となる機能なのですが、産婦人科医療、支援のコーディネイト・相談という機

能がございます。こういったところで被害者のニーズに応じまして必要なところに確実に
つないでいくことが重要であると、まず、考えてございます。ただ、被害者支援の交付金
でございますが、地域の実情に応じて使っていただいているのですけれども、急性期以降
の中長期支援の取組に関しましてもこの交付金を活用することは可能と整理しておとこ
ろでございます。

通し番号5でございますが、同じくワンストップ支援センターの24時間対応、全国共通
ダイヤル化といったことで、急性期対応のみをワンストップでやるという形を検討しては
どうかという種部先生からの御意見でございます。センターの24時間対応化につきまして
は、30年度の交付金で使い勝手を改善いたしまして、取組加算という形で支援を充実させ
ているところでございます。全国共通ダイヤル化でございますが、まずは、全都道府県、
47都道府県の設置という目標を実現した上で、そういったことも念頭に置いて検討してま
いりたいと思っております。

2ページ目でございます。

通し番号6番でございます。これも同じく種部先生からいただいた意見でございます。
母子保健とワンストップ支援センターが連携を図るというところを御指摘いただいております。
30年度の交付金でございますが、ワンストップ支援センターを初めとした関係機関
の連携強化に対する支援を新たに対象として盛り込んだところでございますので、母子保
健・ワンストップ支援センターの連携といったところも含めて支援をしていきたいと考
えております。

7番目でございますが、カウンセリングの充実というところ、顔見知りからの被害が圧
倒的に多いということもございますので、被害届提出までに手厚いカウンセリングが必要
だというところでございます。カウンセリングにつきましては、交付金の対象として盛り
込んでいるところでございますので、平成29年度、初年度の執行状況も踏まえて、必要な
予算の確保を来年度以降も取り組んでいきたいと思っております。

ワンストップ支援センターへの財政的支援の強化でございます。8番目と9番目でご
ざいます。人件費であったり、そういった支援を拡充していく必要があるという御指摘で
ございます。これにつきましても、交付金については、そのワンストップ支援センターの運
営・機能強化に係る取組ということで、人件費、研修に係る経費、広報経費といったもの
に対する支援を行ってございますので、これも初年度の執行状況を踏まえながら必要な予
算の確保に取り組んでいきたいと考えております。

10番目、11番目でございますが、男性被害者も相談しやすい体制にしてほしい、ある
いは、カウンセリングの充実という話でございます。もちろんワンストップ支援センターは
被害者の性別を問わずに支援を行っていただいているところでございますので、そうい
ったところに交付金を使って支援を行っているというところでございます。センターの名称
につきましては、各地域で必要に応じて適切に決定していただく必要があるのだらうと思
っております。カウンセリングの充実につきましては、先ほど申し上げたとおり、そのよ

うな実績も踏まえまして必要な予算を確保していきたいと考えております。

12番目、これは「一」になっているのですが、種部先生からいただきました司法対応ができる医師の人材育成というところがございます。交付金の中で、医師も含めた医療従事者に対する研修への支援をやっておりますので、自治体のほうでそういった医療従事者向けの研修を行った場合には、そういった支援や交付金を活用していただけるということでございます。

3 ページ目に行きます。

通し番号17でございます。これは種部先生からいただいた意見でございます。居場所のない若年女性への対応ということで、なかなか電話や対面での相談というのは苦手なので、SNSやメール相談も視野に入れてほしいというものでございます。若年層の女性に対する暴力の効果的な予防啓発の調査研究事業というものを、昨年度、今年度とやってございます。そういったところで、若年層に届きやすい啓発媒体だったり、あるいは被害者支援のマニュアルだったりとかを作成することを考えております。また、ワンストップ支援センターでSNSなどを活用した相談体制の充実に向けた検討をその調査の中でやっていきたいと考えております。

ページをおめくりください。

19番目でございます。これはDVの関係でございます。納米先生から配偶者からの暴力の問題を抜本的に強化すべきということを検討していただいております。配偶者からの暴力の関係につきましては、幾らかの調査結果からも伺えますとおり、深刻な社会問題であり、対策の見直しと強化に取り組んでいく必要があると考えております。広報、啓発、研修、調査研究、それぞれにいろいろな政策ツールを活用してやっていきたいと考えております。

通し番号20番と21番でございます。原先生、納米先生からいただいている御意見でございます。関係機関の連携のあり方を問い直す必要があるのではないかとこのところでございます。いただいた御意見の趣旨を踏まえまして、関係機関相互の連携体制の整備・強化を、今後、本文化する中でその書きぶりについては検討してまいりたいと思っております。また、調査研究の中でもこういった個人情報保護の観点も踏まえまして、機関連携のあり方について検討をやっていきたいと考えております。

6 ページ目でございます。

通し番号27番でございます。納米先生からいただいております一時保護件数の状況をめぐり御意見でございます。一時保護件数の減少の理由が、現場の対応に課題があるのか、ニーズにミスマッチがあるのか調べてほしいということでございます。この調査会でも報告させていただきましたが、内閣府で配暴センターの相談件数調査をやってございます。そこで、本人が一時保護を希望したのだけれども結果的に辞退したという人がそれなりにあったということですが、次回以降、調査をする際には、その理由も確認する方向で考えたいと思っております。

29番でございますが、DV加害者の対応を評価すべきという意見でございます。内閣府で、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応、加害者更生プログラムについて実態調査を行いましたけれども、実施基準だったり、そういった新たな調査も今後やっていく方向で考えていきたいと思っております。

8ページ目です。

通し番号36番でございますが、DVの重大な結果に至った事案について、その顛末を検証、将来の被害防止に生かしてほしいと、納米先生からの御意見でございます。これも先ほど少し触れましたリスクアセスメント指標を用いた加害者対応に関する調査研究を今年度新規でやることにしておりますけれども、そういったものを活用してそういった危険性の指標を示すことで、配偶者からの暴力の多様な現状に対して適切な対応が図られるようにやっていきたいと考えております。

最後に、39番でございますが、原先生からいただいた予防啓発・予防教育の充実、それから、若年層からの相談を拾い上げるために、SNSだったりとか、そういったツールを活用することは盛り込めないかという話もでございます。若年層に対する予防啓発の実態調査を踏まえて、啓発媒体の開発、被害者支援マニュアルを作成することを説明させていただきましたが、そういった調査の中でやっていきたいということと、後段の部分につきましては、書き方は考えたいと思うのですが、その趣旨を盛り込む方向で検討していきたいと思っております。

内閣府についての説明は、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

議事の進め方でございますが、本日は5つの府省庁から御報告をいただきますので、先に全ての省庁からいただいた後で、専門調査会の委員の方々からの質疑に移りたい、意見交換に移りたいと思っておりますので、内閣府の説明に続きまして、次は消費者庁から説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○消費者庁 消費者庁でございます。

消費者庁のほうは、この「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき事項としては、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題について盛り込むべきではないかと考えております。消費者庁はこのアダルトビデオ出演強要問題について幾つか取組をしているところなのですが、私のほうからは、消費者契約法、消費者団体訴訟制度の関係で御説明させていただきます。

消費者庁の資料をまずはご覧いただきまして、1枚めくっていただきたいところなのですが、前提として消費者契約法とか消費者団体訴訟制度とはどういうものかということをお説明しております。

消費者契約法とは、ここに書いてありますとおり、消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑みて、消費者契約、つまり消費者と事業者との契約について適用される民事

の包括的なルールがあります。これはどういうことが規定されているかといいますと、例えば、消費者が退去したいと言っているのに退去させずに無理やり契約を締結させてしまったような場合、こういう不当な勧誘があった場合には、その契約を取り消すことができるだとか、解除に際して平均的な損害を超える高額な違約金を取るような不当な契約条項というものが無効になるとなっています。

右のほうを見てももらいたいのですけれども、この不当な勧誘とか不当な契約条項をどうやって実効性を担保しているのかといいますと、消費者団体訴訟制度というものがございまして、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体については、この不当な勧誘とか、不当な契約条項、こういうものがある場合には、その事業者に対してそれを停止するように差止請求ができるとなっています。

では、アダルトビデオ出演強要問題でどのように適用されるか。昨年5月に取りまとめられましたアダルトビデオ出演強要問題と「JKビジネス」問題等に関する今後の対策においては、消費者契約法の適用がある場合については契約が取り消されたり無効になる場合があり得ることを業界関係者に周知するとうたわれました。どういう場合に消費者契約法の適用があるかについては、この※3に書いてあるとおり、これまでアダルトビデオに出演したことのない女性が街を歩いていたところ、突然スカウトされて、継続する意図なくアダルトビデオに出演する契約を締結したような場合については、消費者契約法の適用があると考えられます。これを業界関係者に周知ということでしたので、昨年9月に周知のための通知文を発出しているところでございます。消費者契約法なのですが、現在、改正法案を国会に提出中でございます。改正法が成立した際には、改めてその通知文を発出して、業界関係者に周知することを考えています。下のほうに行きまして、適格消費者団体は、不当な勧誘とか不当な契約条項について差止請求ができるところなのですけれども、適格消費者団体のほうにアダルトビデオ出演強要問題について情報が寄せられてくるということがありませんでしたので、昨年5月の今後の対策においては、実効的に差止請求ができる環境の整備を図りなさいということがうたわれました。そこで、昨年6月に消費者庁と適格消費者団体と被害者を支援する団体の3者で会合をいたしまして、被害者を支援する団体のほうから差し支えない範囲で情報を適格消費者団体に寄せてくださいということをお願いしました。その後、情報のやりとりがありまして、昨年11月に適格消費者団体のほうは、アダルトビデオの業界団体が、その当時、共通契約書というものをつくろうとしておりましたので、それに対して意見書を出しているというところになっております。

私からは以上になります。

○消費者庁 それでは、私のほうから地方での現場の対応ということで少し御説明させていただきますと思います。

何枚かおめぐりいただいて、「地方消費者行政強化交付金」という題名になっている水色のものがございますので、そちらの資料をご覧くださいと思います。

今年度の予算で、24億円として地方消費者行政強化交付金という形で予算の措置がなさ

れてございます。先ほど御説明がありましたように、消費者トラブルがさまざまにございますけれども、その中で消費生活上のトラブルが起こった場合に、いろいろな相談を受け付けている消費生活センターということで全国に約830か所ございます。消費生活センターには、さまざまな消費生活上の相談が寄せられるわけですが、仮に消費生活センターにA V出演強要問題についての御相談があった場合にどのような対応をとっていくかということ、きちんと対応できるようにすべきであろうと考えております。

具体には、資料の真ん中のボックスですが、消費生活センターの機能の維持・充実を図るものでございまして、消費生活センターの消費生活相談員がきちんと相談があったときに対応できるように研修の制度を設けておりまして、この交付金を使っていただける仕組みにしております。

資料の左のほうに書いてございますけれども、国の政策推進等への対応ということで、A V出演強要問題を1つ例にとらせていただきまして、実際にこういった研修にも地方の現場でも参加していただけるような交付金という形で支援させていただいているということをお示しさせていただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、次に、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省 法務省から説明をさせていただきます。

法務省資料ということで、配付させていただいております。法務省におきましては、昨年、刑法改正がございましたので、それに関しましての取組状況を中心に御説明させていただきます。

法務省資料の資料1をご覧くださいと思います。「刑法の一部を改正する法律の概要」でございますけれども、改めまして御説明いたしますと、性犯罪の罰則に関しましては、平成22年に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画などにおきまして、さまざまな指摘がなされたところでございました。法務省におきましては、これらの御指摘を踏まえまして、「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催するなどいたしまして検討した後、法制審議会の答申の内容に沿った立案作業を進めまして、「刑法の一部を改正する法律案」を昨年の通常国会に提出したところでございました。この法律案につきましては、昨年6月に成立し、御存じのとおり、7月13日から施行されているところでございます。

なお、この法律案につきましては、衆議院による修正により、法務省資料の資料2で配付させていただきましたとおり、いわゆる検討条項という形で、附則で9条が加えられております。また、衆議院、参議院、両議院の法務委員会におきまして、それぞれ附帯決議がなされておりますが、これらの附帯決議の実施状況については、後ほど御説明いたします。

法務省資料の資料1に戻りまして、刑法一部改正法の概要につきまして御説明いたします。

まず、①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等についてでございます。御存じのとおり、改正前の刑法では、「姦淫」すなわち性交のみが強姦罪の処罰対象とされ、被害者も女性に限られておりました。これを、性犯罪の実態を踏まえ、性交と同様に肛門性交及び口腔性交も重い類型として処罰するとともに、被害者の性別は問わないものとし、罪名も「強制性交等罪」に改められました。また、強姦罪の法定刑の下限が強盗罪より低いなどの指摘や実際の事件の量刑傾向を踏まえ、改正後の強制性交等罪の法定刑の下限が懲役3年から5年に、同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限が懲役5年から6年にそれぞれ引き上げられたところでございます。

次に、②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設について御説明いたします。18歳未満の者は、一般的に精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監督し保護している監護者に経済的にも精神的にも依存しております。そして、監護者が、そのような依存・被依存ないし保護・被保護の関係により生ずる「監護者であることによる影響力」があることに乗じて18歳未満の者と性的行為をすることは、強制性交等罪などと同様に、これらの者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害するものであると言えます。そこで、強制性交等罪などとは別に、これらを補充する規定といたしまして、暴行や脅迫がなされていなかった場合や抵抗できない状態にあったとは言えない場合であっても、強制性交等罪などと同じ法定刑で処罰することができる監護者性交等罪などが新設されたものでございます。

続きまして、③強盗強姦罪の構成要件の見直し等について御説明いたします。改正前の刑法におきましては、強盗犯人が強姦したときについては強盗強姦罪として無期または7年以上の懲役という重い法定刑が規定されていましたが、強姦犯人が強盗をした場合にはこのような規定がなく、犯人に科すことができる刑に大きな差異がありました。しかし、このように科すことのできる刑に大きな差異があることを合理的に説明することは困難であると考えられたことから、同一の機会に強姦行為と強盗行為とを行った場合につき、強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰できるように法改正を行い、その罪名を「強盗・強制性交等罪」といたしました。

最後に、「④強姦罪等の非親告罪化」について御説明いたします。これまで強姦罪等の性犯罪につきましては、被害者の告訴がなければ起訴することはできませんでした。その趣旨は、起訴されて裁判になることによって被害者のプライバシー等が害されるおそれがあることから、被害者の告訴がなければ起訴できないこととすることにより、被害者の意思を尊重するためであると考えられていました。しかし、被害者等からのヒアリングによりまして、被害者にとって告訴するか否かの選択を迫られるように感じるなど、かえって親告罪であることが被害者に精神的な負担を生じさせている場合が少なくないと考えられました。そこで、このような被害者の精神的負担を軽減するため、性犯罪につきまして、告訴がなくとも起訴ができるようにされたものでございます。

次に、こちらは資料がございませんが、「女性活躍加速のための重点方針2017」への対

応状況について御説明いたします。重点方針2017におきましては、刑法一部改正法に關しまして、「法案の審議状況を踏まえ、必要な措置を行う。」とされておりました。法務省におきましては、法案が昨年成立したことを踏まえまして、法改正の趣旨及び内容等につきまして、検察庁、矯正施設、更生保護官署はもとより、日本司法支援センターや、警察庁、最高裁判所にも通知を送付して法改正の内容を周知したほか、個々の検察官、検察事務官、矯正職員、更生保護官署職員に対しても、会議や研修等を実施するとともに、その機会を通じて周知し、改正法の施行に必要な措置を行ったところでございます。

続きまして、法務省における性犯罪に対する取組状況について御説明いたします。まず、お手元の法務省資料の資料3「刑法の一部を改正する法律案附帯決議に対する進捗状況」をご覧ください。こちらの資料は、衆議院、参議院、両議院法務委員会における附帯決議に対する法務省における取組の進捗状況をまとめたものでございます。

衆議院における附帯決議の第2項や第4項、また、参議院における附帯決議の第2項あるいは第6項、第9項といったところにおきまして、性犯罪に関する調査研究が求められております。また、先ほど法務省資料の資料2で見ていただきました改正法附則9条におきましても、性犯罪における被害の実情、改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年をめぐりとして、施策のあり方について検討するよう求められております。そうしたことから、これらの事項につきまして調査研究を行う必要があり、法務省におきましては、これらの調査研究等を実施あるいは今後実施する予定としております。

その概略につきまして記載させていただいた、お手元の法務省資料の資料4「『性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方』を検討するための調査研究について」と題する書面をご覧ください。この内容について御説明させていただきます。

まず、「1 性犯罪被害者の心理等についての調査研究」についてでございます。これは、性犯罪事件の捜査・公判の知見の豊富な検察官が、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査・公判におけるその活用をテーマに、本年度、精神科医や臨床心理士の指導を受けつつ、研究に専念して調査研究を行う予定としているものでございます。

続きまして、「2 性犯罪等被害の実態把握のための調査研究」といたしましては、「性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究」と「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」を行うこととしております。このうち、犯罪被害実態調査につきましては、捜査機関に届出がされていない、すなわち、暗数となっている性犯罪の被害の数やその理由等についての調査を本年度に実施する予定としております。今回は、附帯決議の趣旨を踏まえまして、調査対象を増やすとともに、調査方法を郵送からより信頼度が高く、高い回収率が得られる訪問調査に変更することとしており、更に質問項目につきましても被害者団体からいただいた意見等も参考とさせていただきながら作業を進めているところでございます。

次に、「3 性犯罪者に対する多角的な調査研究」についてでございます。1つ目と2つ目は、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や保護観察所における性犯罪者処遇プログ

ラムの効果を検証するものでございます。また、性犯罪の動向や性犯罪者の類型別の実態等を明らかにした研究につきましては、法務総合研究所研究部報告第55号といたしまして平成28年3月に発刊しているところでございます。

最後に、「4 性犯罪に関する罰則の運用状況等についての調査」についてでございます。改正法施行後3年をめぐりとした施策のあり方の検討に資するため、これまで述べてまいりました各種調査研究のほか、改正後の規定の施行状況等を調査するとともに、性犯罪に関する外国法制調査等も行うこととしております。

法務省といたしましては、今般の刑法一部改正法の附則第9条の検討に資するため、関係府省と連携しつつ、さまざまな調査等を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。ちょうど10分でお話いただきました。

次は、文科省、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

早速ですが、お手元に資料4を御用意ください。こちらの資料4に沿って説明申し上げます。

水色の表紙でございますけれども、文部科学省といたしましては、重点方針2018との関連としまして、いわゆる「JKビジネス」問題、アダルトビデオ出演強要の問題等に対する対策を中心に御説明申し上げたいと思います。

資料の1ページ目をおめくりください。

「文部科学省の取組①」としておりますけれども、1つには、平成29年3月に「いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について」として通知を発出しております。教育委員会、大学等に対して、性的な暴力を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分な注意喚起や必要な指導を行っていただきたいということ、また、性的な被害に対する相談への対応の充実に各大学等で努めていただきたいということをお願いしております。昨年度もこの専門調査会で御紹介させていただき、通知本文もつけてございますので、詳細につきましては、お手元の資料を御参照ください。

次に、2つ目でございますけれども、大学等におけるガイダンスの際に活用できるよう、相談窓口などの情報をまとめた啓発資料を作成しております点でございますけれども、御承知のとおり、この4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間でございます。入学、進学のとおり、この4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間でございます。入学、進学の時期に若年層が新しい生活の局面を迎えるということで、性被害を含めたリスクに遭いやすい時期かとも思います。こういった被害に学生が現に直面した場合に相談できる窓口に関する情報をまとめた啓発資料を作成して配布しております。

本年度は、この通知の後ろの方にお付けしております、こちらは現物でございますけれども、こちらの緑のチラシの写しをつけてございます。お手元の資料をご覧いただければ

と思えますけれども、こちらの今年度はより具体的な事案などを掲載しまして、また、冒頭にお話しさせていただきました通知の写しも改めてお付けしまして、全国の教育委員会、知事部局、また、被害が多い都内及び大阪の高校、大学、高等専門学校等に、学生部等々において掲示、窓口への設置、ガイダンスや防犯指導等の配布資料等として御活用くださいということでお送りしております。文部科学省のホームページにも掲載して周知を図っているところでございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、「文部科学省の取組②」としてありますところで、初等中等教育段階での取組としまして、都道府県教育委員会等による教員等の研修の促進としてありますけれども、例えば、性被害を含めまして登下校時の被害等、不審者の対応等もございますので、児童生徒等がそういった犯罪被害に遭わないようにということで、都道府県教育委員会等で学校安全を担当する教職員などを対象にしました講習会、研修会を実施しております。テーマは県によりさまざまでございますけれども、例えば、不審者による被害を未然に防ぐための防犯教室、指導者講習会などの形で実施されているところでございます。

2つ目でございますけれども、性にかかわる問題などの児童生徒の現代的健康課題について教員等が効果的な指導を行う支援を実施としてあります点でございますが、具体的には、これは都道府県・指定都市教育委員会が行う事業として進めておるところでございます。内容としましては、昨今、「JKビジネス」問題を含む性の問題あるいは児童虐待やメンタルヘルスなど、様々な健康課題がございます。そこで、都道府県・指定都市教育委員会等におきまして、学校医、医療関係者やPTA関係者等で協議会というものを設置していただいて、そこで課題解決計画というものを作成いただき、課題の把握でございますとか、支援体制の検討などを行うとともに、一方、地域では地域検討委員会といった母体を組織していただきまして、そこで教員や保護者、児童を対象とした講演会などの開催や啓発パンフレットを作成していただいたくなどの取組を進めているところでございます。

3つ目、児童生徒の相談に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置とございますけれども、万が一被害に遭ってしまった児童生徒の心のケアや相談への的確な対応ができるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しているところでございます。

また、4つ目に、養護教諭や教育相談指導者への研修を実施としてありますが、養護教諭を含む教職員を対象に、健康観察及び健康相談のスキル向上のための研修や、また、教育相談指導者の教育相談の実践力の向上ですとか、指導力向上のための研修を実施しているところでございます。

また、真ん中あたり、情報モラル教育等の取組としてございますが、こちらは、例えば、携帯電話の普及がこういった性被害等々の被害の入り口やきっかけになっている現状がございますので、例えばですが、教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーといった行事などを開催するほか、児童生徒向けに、スマホ、携帯電話をめぐるトラブルに巻き

込まれないように、啓発資料を作成するといった取組を進めていきたいと思っております。これまで、例えば、啓発資料で「スマホ時代の君たちへ」といったメッセージで、出会い系トラブルに気をつけましょうとか、その写真は本当に送って平気ですかという注意喚起が記載されたパンフレットなどを作成して配布しているところでございます。

さらに、インターネットを通じた性被害等を防止するため、保護者等を対象としたシンポジウム等を開催しております点でございますけれども、こちらは具体的にはPTAや教育委員会等が連携しまして、家庭でのルールづくりの大切さ、フィルタリング利用の重要性等を講義するといった取組を進めているところでございます。

最後に、大学等における支援体制の充実でございますけれども、1つには、教務担当者等が集まります会議等の場で、冒頭にお話しさせていただいた通知などを紹介するとともに、啓発活動の実施、相談体制の整備などについて要請しておりますところでございます。また、一番最後の点でございますけれども、平成29年度は、日本学生支援機構におきまして、学生支援を担当する教職員を対象としたセミナーで性暴力への対応に関するテーマを取り上げまして、メンタルヘルス等に関する理解を深めるためのワークショップ等も開催いたしました。

文部科学省としましては、こういったAV出演強要等の若年者に対する性被害の根絶に向けまして、引き続き関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

最後ですが、厚生労働省、よろしく願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省です。

資料5をよろしく願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、まず、「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づきまして、昨年度と今年度を実施する内容につきまして御説明いたします。まず、2017で婦人保護事業のあり方の検討としまして、婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行うという形になっておりましたので、これを踏まえまして、矢印のほうになりますけれども、平成29年度「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」及び「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」を実施しております。

具体的には、次のページにあります。まず、1つ目ですが、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」としまして、調査研究の視点を支援対象となる女性の範囲の明確化や、利用者の支援ニーズや特性に応じた支援の提供実態・課題の把握、民間団体との連携状況、支援につながらないケースの把握、第三者評価・権利擁護の仕組みに関する状況、こうした形で、都道府県主管課、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員を対象に調査を実施しております。

また、次のページになりますが、別添2としてありますけれども、「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」という形で、性暴力被害者の支援実態等に関するアンケート調査を行っているという形になっております。この調査につきましては、昨年アンケート調査を行いまして、今年度、それをもとにプログラムの作成等をして、モデル的な実施をしたいという形になっております。

こうした調査研究を踏まえまして、1ページに戻っていただきますが、平成30年度、調査結果やこれまでの議論等を踏まえまして、課題の整理を行い、関係府省とも連携しつつ、必要な見直しの検討を進めるという形になっております。

4ページになりますが、若年被害女性等支援モデル事業、これは困難を抱えた女性について、都道府県と民間団体、こうしたところで連携をしながら、アウトリーチ支援や関係連携会議の設置を必須事業としつつ、必要に応じて居場所の確保や自立支援を行うという事業です。平成30年度からモデル的に実施するという形になっております。

5ページ、6ページになりますが、平成30年度婦人保護事業関係予算という形で資料をつけておりますが、このページの中の下線部分ですけれども、真ん中ら辺になりますが、さまざまな困難な課題を抱える被害者ニーズに個別に対応できる職員配置の加算の創設、それから、同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充するという形、次の6ページに移りまして、婦人相談員活動強化事業としまして、婦人相談員の方の手当関係ですけれども、一定の研修を修了した者について月額最大19万1,800円まで引き上げるという形にしております。下のほうになりますけれども、婦人相談所一時保護所の個別対応強化という形で、個別対応できる職員の配置の創設、先ほど説明しました若年被害女性等支援モデル事業の創設という形で、今年度取り組んでいく形としております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

皆さん、所定の時間内にまとめていただきまして、御協力をありがとうございました。

以上で、各省庁からの説明を終わります。

これらの説明に対して委員の方から御意見や御質問をいただくこととなりますが、順番にいったほうがいいと思いますので、報告・説明をしてくださった省庁ごとにいたしましょう。

最初は内閣府でしたが、内閣府の説明に対して、何か御質問や御意見はございますでしょうか。これは委員の皆様からの意見についてでしたし、回答も書いてありますので、後に回してもいいかもしれないですね。内閣府、今、お手は挙がっておりませんが、何かございますか。

それでは、後に回しましょう。

それでは、消費者庁の御説明について、何か御質問はございますか。

納米委員、お願いいたします。

○納米委員 私は、昨年から消費生活推進委員を、自分が住んでいる自治会の輪番制で回

ってきて、務めさせていただいております。そういう立場になって初めて消費者行政という分野があることを知ったという状況なのでございますけれども、その活動の中で言われていることの中に、このAVの問題が消費者トラブルの法律で扱えるということは一切出てこないのですね。これまで出てきたのは、環境問題、ごみ減量、特殊詐欺の問題、それから、消費者トラブル、特に高齢者がトラブルに遭うことが多いので、周りの方の見守りをいたしましょうというようなテーマでして、AVのことがこの枠組みで扱えるということが全く出てこないで、消費者庁が川上であるとすれば私がいる部分は一番の川下だと思うのですが、どうやって各現場までAV出演強要についての問題がこの枠組みで扱えるということを周知されるようとしているのかということについて、お聞きしたいと思いました。

○辻村会長 これは一問一答でよろしいかと思えます。業界関係者に周知されているということですが、納米委員がおっしゃったのは、どのレベル。

○納米委員 業界といいますか、そうではなくて。

○辻村会長 地方の委員ですか。

○納米委員 消費生活センターの機能強化とありますが、消費生活センターでこのことを取り扱えるということが全然伝わっていないのです。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○消費者庁 御指摘ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点で、昨年5月に今後の対策が取りまとまった段階で、一旦各地方公共団体に対しては、このように取りまとまりましたよということは通知させていただいたのですが、今、委員に御指摘いただいたように、まだ周知が不足しているかなというところがありまして、消費者庁の資料の別添3をご覧くださいませ。業界関係者宛てに消費者契約法の適用について周知した文面があるのですけれども、これと同じようなものを近日中に地方公共団体に改めて発出しまして、そういうふうに周知に努めたいと考えているところになります。

○辻村会長 そういうことですが、よろしいですか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 私見なのですが、常識的というか、普通に考えれば、いわゆる消費という観点で捉えていいのかどうかということで、どう見てもお金をもらうのは出演者のほうで、請負もしくは労働契約に当たる。だから、普通に考えると消費者庁に行くという案件ではないのですけれども、そのロジックというか、どういう議論がなされてこれを消費者契約となされたかということに関して、説明をいただければと思います。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○消費者庁 それでは、御説明いたします。

消費者契約法というのはあくまでも消費者と事業者との間で適用される契約であれば、労働契約を除いて全部適用されるものになりまして、どちらがお金を払うかとか、どちら

がお金をもらうのかということが関係ない法律になっております。

別添3の次のページをご覧くださいませ。「消費者契約法の適用範囲」というところでして、まず、この消費者とはどういうものかということですが、2つ目の段で、ここで「消費者」とは、事業としてまたは事業のために契約当事者となる場合を除く個人で、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業としてまたは事業のために契約当事者となる場合の個人を指すとなっています。要するに、ここでいうような事業ではなく契約当事者になる個人と、法人とか事業として契約をする個人が契約をすれば、お金のやりとりは関係なしに消費者契約となりますので、AV出演強要問題の場合は、確かに女優さんのほうがお金をもらうものかもしれないのですが、お金をもらうからといって消費者ではないということではないということになります。

○辻村会長 今の点については、いかがですか。法律的には、私も、普通は山田委員と同じように考えるのではないかと思ったものですから、この消費者契約だと労働契約以外のものが対象になる。そうすると、労働契約にしてしまえば、即座に対象から外れるわけですね。実際にAVの被害者といいますか、その人たちが結ばされている契約というのは、労働契約ではないものが圧倒的に多いという認識のもとに言われているのでしょうか。その比率とか、そういったことについては調査をされたということでしょうか。

○消費者庁 今、委員のほうからいろいろ御指摘いただいているとおりでございまして、消費者契約法でこれが当たるケースというのは限られることにはなろうかと思えます。そのパーセンテージの調査を消費者庁で何か行っているということはございません。

ただ、消費生活センターというのは消費生活上のトラブルについて、いろいろな相談が来ますということになっておりまして、その中で消費者契約法が適用になるケースというのはこういうものだという事はあるわけですが、それ以外にもこの消費者契約法に当たらないケースの場合であっても、例えば、法テラスのほうに相談をしてくださいとか、警察に相談してくださいとか、そういった個々の事例に応じて適切な相談場所につながるようなことができるように、消費生活相談員に対して、国民生活センターなどで行われている研修では、こういったケースでは、法テラスにつないでくださいという研修を行うことも含めて我々のほうとしての対応と考えてございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

これは以前にもお伺いしたと思えますけれども、抽象的に、観念的にこれが使えますよというレベルなのか、それとも実際にAVの該当者に対して、この法を使って何か事案を解決したということがあると理解してよろしいでしょうか。まだバーチャルの段階でしょうか。

○消費者庁 そうですね。まだ具体的にこれで何か契約が取り消されたりとかという例をこちらは確認しているわけではございません。

○辻村会長 そうすると、その有効性についてもまだ検証はされていない。でも、論理的には可能性があるということですね。

○消費者庁 そうなります。

○辻村会長 そういうことですけれども、何かございますか。労働契約になってしまえばだめなので、そのあたりが難しいですね。JKはほとんど労働契約ですか。ですから、救えないのですね。

○消費者庁 はい。

○辻村会長 わかりました。

そのあたりはいかがですか。それでは、消費者庁さんに対しては、ほかに御質問はございませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、また後で思い出されましたら質問していただいて結構でございますので、先に進みます。

法務省さんのほうに御質問はございますでしょうか。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 刑法改正に伴ってさまざまなことをなさっているということがわかりました。特にお配りいただいた資料3の「刑法の一部を改正する法律案附帯決議に関する進捗状況」のところですね。資料3の中の資料3なのでわかりにくいのですけれども、そこはとても大事なことなので、かつ、次の刑法改正をしていくためにはエビデンスがないとどうにもできないことがたくさんあるので、ぜひお進めくださいということをお願いしたいです。

これは3年に一遍でしたか、被害者調査をやっているものだと思いますけれども、訪問調査になさって、内容を見ると、予算も10倍とはいかないけれども、かなり増額してやられるということなのですが、基本的にはいいと思うのです。30年ぐらい前からやっているICVSの日本版ですよ。ICVSの日本版をやるときに、最初、世帯ごとの調査をなさって、その当時、性被害はゼロだったですね。日本での被害率がゼロパーセントになっていました。それは世帯で聞いたらそうになってしまう。誰も答えないからですね。娘が被害に遭ったみたいなことを誰も答えないからそうになっているということがあったので、訪問調査というのはもろ刃の剣なので、個人がきちんと話せるように、例えば、近所の民生委員さんなどが行ったら全然聞き取れないので、その辺はぜひ注意していただいて、せっかくの予算増額をちゃんと生かしていただくように、性被害の調査は大変難しいし微妙なものなので、そこをぜひ注意してほしいと思います。何かお考えだったら教えてほしいです。

○法務省 御指摘ありがとうございます。

言われましたとおり、まず、附帯決議で言われたものについては、着実に進めていくことが大事だと認識しているところでございます。

暗数調査、実態調査の関係でございますけれども、訪問調査で実施させていただくと述べさせていただきましたが、当然個人を対象とした形でやってまいりたいと思いますので、委員の御懸念を踏まえて、そういった世帯ということで回答を得られないとか、そういう実態が把握できないということのないようにしてまいりたいと思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

○小西委員 もう一つは、ここにはなかったことなのですが、こちらの最初にいただいた資料1の中の33、34、35のあたり、面会交流にかかわる課題のところ、法務省、最高裁判所、厚生労働省となっていますので、一応ここでお伺いしたいと思います。

前回に私は御質問申し上げて、可児委員の判例時報の論文を出していただきました。自分でも見まして、家庭裁判所ですかね。厚生労働省の委託調査研究事業で、公益社団法人家庭問題情報センター、FPICと言われているところだと思いますけれども、親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究報告書というものを読んだのですけれども、特にDVに関しては大変問題があると思いました。

例えば、DVというものが一方から一方への暴力であるというような認識がほとんど失われていて、子供にはどっちも加害者ですという書き方をしています。もちろんそういう側面はあります。だけれども、そのままですとまっている。一方は自ら暴力をふるった人で、それをしないこともできた。一方は暴力についてはなすすべがない。子どもの被害も、その暴力が振るわれることを心理的虐待ととらえる。余りたくさんあったので一遍に言えないのですけれども、全体として面会交流をすることに向けて、どうやって面会交流をやらせていくかというようなハウツーの考え方になっています。面会交流は子供の権利であって、子供の福祉ということを一番に考えなくてはいけないはずなのに、「子供が嫌がっていてもどうやってやらせるか」みたいな記述が入ってたりします。

私が一番気になったのは、多分自分が取材されたのだと思うのですけれども、PTSDのあるDVの被害者に関しては、会わせることがエクスポージャーとして治療になるという言い方がその中でなされています。確かに私はそういうことに関してインタビューを受けたし、ここに出ている参考文献は私が翻訳した本なので、多分そこが出典なのかなと思うのですけれども、はっきりさせておきたいのですが、治療を面会交流の担当者をお願いすることはありません。それは視点が全然違います。治療者以外のものが不用意にやれば、二次被害となる可能性が高い。確かに実際に症状があって、あとは全部満たされていて、症状のせいで怖いのだなという人は少数ながらも、そういう方のことと、PTSDを持つDV被害者全般を混同して、PTSDがあったら会わせたらいいのだというとても乱暴な書き方をしておられます。その前の項では相手のことをすごく嫌だと思っている人は会わせにくいと書いてあるのに、PTSDの人は会わせたほうがいいみたいな書き方になって、今、資料がないので申しわけないのですけれども、その辺がDVの項に関してはとても問題があると思いました。

もしこういうものに従って面会交流がなされているのであれば、問題が続発することは当然だと思います。もしかしたら可児委員も何か御意見がむしろおありになるのではないかと思いますけれども、ちょっとここをもう一回見ていただくと、これは法務省だけではなくて、むしろ家裁の問題なのかもしれないので、ここで言うのはどうかとは思いますが、一応申し上げておきます。

○辻村会長 ありがとうございます。

面会交流の件で何か補足はございますか。

○可児委員 法務省の話とは少し離れてしまうかもしれませんが、今、小西先生から御紹介された公益社団法人家庭問題情報センター、FPICとありますが、家庭裁判所の調査官であったりとか、調停委員のOBさん、現役の方も含めて、そういった方々がやられている民間の団体です。現在、家庭裁判所では、なかなか困難ケースでも面会交流をせざるを得ません。その場合に、第三者機関の関与が不可欠だというようなケースで一番最初に出てくるのがFPICです。いろいろな団体があるのですが、特にそれぞれの団体について何か基準があったりするわけではないため、家庭裁判所のOBとか関係者がやっているというところの安心感だったり、割と早い時期から面会交流の支援をするようになったというところもあって、FPICがかかわってくるのが非常に多いというのが実情です。個別のケースにおける対応などでとても助かっている面もあります。他方、問題があるなど感じる面などもあります。今回の厚生労働省の関係での委託でやられた報告書に関し、DVに関わる私たちの仲間内の弁護士などの間ではDVの危険などを軽視した非常に偏った問題のある報告書なのではないかという意見も出ているところです。

実はこのFPICのさらに前に委託したところが酷い報告書を出しているものですから、それと比べればまだましなのですけれども、それでも偏った、DVの影響を軽視した面会交流ありきという調査になってしまっていると感じます。そういった考え方をしているところが面会交流の支援の中心的な機関としてかかわっているというところには危惧も抱いているところです。

以上です。

○辻村会長 このお話は、また来年の課題に即して議論しなければいけないと思います。種部委員から手が挙がっております。

○種部委員 法務省の資料3の資料4のところで、今後の取組調査研究は、これは次にまた法改正を見据えてデータを蓄積するのは非常に必要なことだと思うので、興味深く拝見しておりました。

まず、1番のところ、附帯決議の2項に関して、心理学的・精神医学的知見に関するというのが、その心理状況とか、そういうことに関するということと捉えたのですけれども、資料1に、私が質問で出させていただいたうちの1番なのですけれども、抗拒不能であることを証明するというのは非常に難しいと思っまして、薬物を使っている場合、代謝の速い薬物については、なかなか検出ができない。被害届がされるころには完全にウオッシュアウトされてしまっているというものがあって、例えば、大麻とか、麻薬であれば毛髪で調べるという手があるのですけれども、よく出回っている短時間型の作用の睡眠導入剤なんかですと検出されないのです。次の重点方針の中には薬物とかを用いた犯罪についての啓発ということが入っているのですけれども、私は調査研究はすごく大切だと思っまして、どんな状況、例えば、本人の供述の中で完全にブラックアウトをしている状況に置かれたときはどう判断するのか、薬物が代謝され検出できなかった場合にどうや

って証明していくのか、時間との勝負だと思うので、何時間ぐらいでどういうものが検出され客観的な証拠として証明できたとか、そういう事例をぜひ検討してください。例えば、防犯カメラなどですと、明らかにもたれかかっていると同意しているように見えてしまうため、それだけで検証してよいのかというところを、ぜひ調査の中に含めていただきたいということが1点です。

もう一点、同じ資料3の資料4の2に書いてありますけれども、これも被害の動向をいろいろ調査してということなのですからけれども、これは附帯決議の4項と参議院の6項になっていますけれども、性虐待、若年者への監護者によるものについてもぜひ調査研究をしていただきたいと思っています。質問で協働面接のことを出させていただいたかと思いませんし、過去にも何度かその話をさせていただいたかと思うのですが、現場では協働面接までを実施するまでにすごく時間がかかっているのが問題だと思います。

資料1の質問の16に出させていただいて、法務省の方からも回答をいただきました。協働面接は、確かに取組を一生懸命やるということになっておりまして、通達も出していただき、現場では努力されていると思うのですが、協働面接を実施するまでに関係機関との調整をしていると時間がかかるわけですね。私ども医師は、医学的な評価をやらなくてはいけないのですが、そのときに何が行われたかを聞いてから、必要な場所からDNAがとれるのかあるいは病原体がとれるのかということの診察をしたいと思っています。先にご話を聞くとバイアスがかかってしまうので、協働面接の邪魔になると思うから聞かないようにするのは、信頼性のある協働面接にするためには、診察より先に面接ありきなのですが、協働面接が迅速でなく被害から時間がたってしまうと性感染症があった場合は重篤化するわけですから、タイムラグが許されない。できるだけ早いうちに協働面接を実施するというのをやっていただきたいと思っています。どのぐらいの時間で協働面接ができたかということ、ぜひこれから調査研究をしていただきたいと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○法務省 さまざまな御指摘をありがとうございました。

御指摘いただいた点につきましては、今後の調査をしていく上で、検討してまいりたいと思いますけれども、いろいろ御指摘いただきました中で、こういうふうやってうまくいったとか、代謝物の関係だとかというところの御指摘に関連してうまくいった事例は当然我々の中でも引き続ききちんと共有していくことを考えていきたいと思っております。

また、いろいろな調査につきましては、今回、暗数調査、実態調査というところで、いろいろと調査項目も追加させていただいてやっていくことを考えておりますけれども、例えば、なぜ被害に遭ったのかということ、被害者の心理状態や、相手方との被害者との関係性など、さまざまな角度から調査を実施していきたいと考えているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに。可児委員、どうぞ。

○可児委員 資料1の関係の法務省の回答の部分について、1点、意見を申し上げたいと思います。資料1の33のところ、先ほどの面会交流に関する部分での法務省の回答の中で、DVについては、各家裁における各種の研修会や研究会の機会において、その特質、調停審判等における留意点について研修が行われていると承知している。それから、事件を担当する裁判官や調停委員がDVについて適切な理解を有していることは重要で、引き続き理解の向上に努めていくものと承知しているという書きぶりがされているのですが、実際に家庭裁判所においてそれほどDVについての研修が行われているということはないのではないかと考えています。

家裁の事件に多くかかわっている中で、最近、家庭裁判所がDVという言葉を使うこと自体がすごく減っている印象を受けています。以前、DVに光が当たるようになった時期には、調停の場面などでDVという言葉が出てくることもありましたが、判決の中でドメスティック・バイオレンスという言葉が使われたこともありましたが、けれども、最近はやたら夫婦げんかという言い方、どちらかが悪いのだというような印象がつかないような言い方をすることが多いような印象を受けています。地域での裁判所との意見交換の中でどんな研修をやっていますかという話を聞いても、そんなにDVの研修をしているという話は出てきません。もしこういった形で研修が行われているという前提でいろいろなことを考えているのであれば、これは必ずしも正しくないと思いますので、そこはもう一度確認していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○辻村会長 それでは、一言。

○法務省 法務省でございます。

家庭裁判所、裁判所の話でございますので、この場でどの程度されているのかというのはお答えすることはできませんが、委員の御指摘のとおり、当然こちらとしましても、どういったものがされているのかということ的前提として検討を進めるということは大事だと思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、納米委員、短くお願いします。

○納米委員 36番の私の意見に対して、内閣府と警察庁から回答をいただいています。私は、この案件がどの省庁にかかわることかよくわからなかったもので、省庁を特定せずに意見を出しました。それに対して、内閣府と警察庁からいただきました。しかし、この件については、もしかして法務省にもかかわりがあることなのではないかと思います。といいますのは、諸外国の例では、例えば、これがオーストラリアのビクトリア州の例なのですが、「Out of Character?」、「Legal responses to intimate partner homicides by men in Victoria 2005-2014」ということで、この10年間にビクトリア州で起こった男性に

よるパートナーの殺人についての検証ペーパーなのですね。この資料では、全件について実名で検証してあります。とてもびっくりしたのですけれども、日本でもたくさんDVによる殺人が起こっていますので、このようなことをやるべきなのではないかと思います。この件に関して、法務省ではどうお考えになっているか。実際にこのペーパーを読みますと、州の司法省などもこのディスカッションペーパーにはかかわっていらっしやいます。

○辻村会長 今、突然ですので、お答えがあれば、ですけれども。

○法務省 法務省でございます。
どういった形でどういった分野についてやっていくのか、警察庁等との連携等になるのか、また、裁判部分になっていくのか、そのあたりも含め、どういった形での調査のあり方があるのかということは検討していきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

また残した課題については、今後お話しします。

私も一言、性犯罪被害者の調査で訪問調査方式が最も有効だという前提で予算をとられているのですけれども、その検証ですね。最近、振り込め詐欺とか何かで、電話も危ない。そうすると、性犯罪について、玄関に突然やってきた知らない人に微妙なところまで全部本当に話しますかということですね。それで、プライバシーはどうなるのでしょうか。その調査機関がどこまで信用できるかとか、この調査方法自体についても相当検証が必要ではないかと思います。予算をとってしまったからやりますということに多分なるのだと思いますけれども、そこは慎重にいろいろ御検討いただきたいと思います。

それでは、ありがとうございます。申しわけありません。時間の関係がありますから、文部科学省に進ませていただきます。

文科省に対する御質問はございますか。

どうぞ、種部委員。

○種部委員 資料4の2ページ、「文部科学省の取組②」の初等中等教育段階での取組の2つ目のポツのところですが、性にかかわる問題などの児童生徒の現代的健康課題について、これは現場でさまざまな学校の種類とかによって状況が異なると思うので、協議会をつくってやっていらっしやるというのは非常にいいやり方だと思います。その環境の中で起きている問題に対応するため協議会を実際につくるというのは、これは国の事業としてもやっていらっしやるのですか。何件ぐらい取り組まれているのでしょうか。

○文部科学省 今のところ、おおむね40都道府県・指定都市教育委員会で実施しているところでございます。

○種部委員 それは、各学校単位でできている協議会のユニットがそれだけということでしょうか。それとも、都道府県単位でできているということですか。学校単位でしょうか。

○文部科学省 これは受託している都道府県・指定都市教育委員会単位で40か所設置しているというものでございます。

○種部委員 ということは、都道府県の中で、もしかするとモデル事業的にどこか1つだ

けとか、そういう可能性も。全県でやっているところということでしょうか。とても現場にいと、そういう協議会があるのが見えてこないものですから。学校保健会とかはあるかもしれませんが。

○文部科学省 全体のうちの40都道府県・指定都市でございますので。

○種部委員 40都道府県ですか。

○文部科学省 都道府県・指定都市教育委員会ということになります。

○種部委員 その教育委員会では取り組んでいるけれども、具体的にその学校が。

○文部科学省 どれぐらいコミットしているかというのは、県によってまた変わるという。

○種部委員 わからないということですね。またぜひ教えていただければと思います。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

原委員、どうぞ。

○原委員 同じページの3つ目のポツになりますが、児童生徒の相談に適切に対応できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置というのが、この問題について専門性の担保ができていのかどうかということをお尋ねしたいのですが。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○文部科学省 配置しようとしているスクールカウンセラーにつきましては、この事業では、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するもの、臨床心理士等を想定して置いているというところがございます。そういった専門性を必ず有している者を配置するという形で進めているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーにおきましても、福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者、ここは社会福祉士や精神保健福祉士等を想定しまして配置を促進しているところがございます。専門性といったところにつきましては、そういった形での担保に努めているところでございます。

○原委員 二次被害にかかわる部分もありますので、その専門性をより高める方向でぜひお願いしたいと思います。

○文部科学省 御指摘ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

小西委員。

○小西委員 今の御意見に追加なのですが、実際に私はスクールカウンセラーさんなんかは会って実際のケースに対応することがあるのですが、正直、そんなに高度な専門性というような形で性暴力被害について言える状況ではまだない。やる気がある方はいると思うのですが、ぜひ研修を、具体的に性暴力に関して、特に子供の性暴力と対応に関して、全スクールカウンセラーにやっていただくぐらいの感じでやっていただかないと、実情はまだまだだと思います。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○文部科学省 貴重な御指摘をありがとうございました。スクールソーシャルワーカーの

研修実態につきましては、まだ教育委員会、学校単位等で格差があるところかと思えます。実態等も把握しながら、そういった資質の向上などに努めてまいりたいと思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 同じところなのですから、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのは、各校に1人ですか。それとも、地域の何校かに1人、1校に1日行くとか、そういう割合なのでしょう。各校1人だと想定すると、心理士や実績のある社会福祉士の数がそんなにありましたかという気がしますので、配置状況を教えてください。

○文部科学省 実態の数字ではございませんが、目標としましては、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置ということを目指して進めておりました。平成30年度の事業では2万6,700校への配置ということで事業として進めているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーにおきましては、平成31年度までに全ての中学校区、1万人を配置することを目標に進めておりました。現在、平成30年度は7,500人を配置の目標として進めてございます。申し訳ありません。現在の配置人数ではないのですけれども、目標ということで進めているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員。

○山田委員 質問というよりもお願いなのですが、この説明資料を見ても、大学であるとか、初等中等、スクールカウンセラーであるとか、若い人たちが学校に行っているということを前提にした啓発ですので、近年増えているのは学校にも属さない若い人たち、多分大学に行っていない人たちとか、高校を中退してきた人とか、もしくは学校にそもそも出てこない人、むしろそういう人たちのほうが被害に遭う可能性は高いわけですから、そういう人たちに対するアプローチを工夫していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

○文部科学省 重要な御指摘をありがとうございます。確かに家庭や学校、どこにも相談ができない問題を抱えているといった被害者等々の存在も指摘されているところでございますので、地域において網の目を細かくしていく。そういったアプローチを検討していきたいと思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

私から1点、質問ですが、提出していただきました資料で、全国の教育委員会や大学等に依頼をされているということはわかりました。今年の4月20日というのは出たばかりですから対応はないと思いますが、その1つ後に、29年、去年の3月24日に発出されたものが載っているのですが、これはただ全国に送りましたというだけなのでしょう。その後、これに対してどのぐらいの学校や地域の教育委員会が真面目に受けとめて、何かやりまし

たとか、講習会をやりましたとか、そういう記録とか、そういう調査等はされているのですか。

○文部科学省 調査としてはまだ実施はしておりません。

○辻村会長 調査はしていないとしても、実態は何かありますか。問い合わせとか、反応ですね。要するに、この依頼が来ても受け流しているだけではなくて、何か対応していただいているのか。

○文部科学省 都道府県からは、実は趣旨の確認ですとか、お送りしました通知についての問い合わせは非常に多いということで、担当レベルでは丁寧に説明しているといった状況でございます、数値化した問い合わせ件数等がなく、申し訳ございません。

○辻村会長 また何か情報がありましたらお願いします。それから、そういう問い合わせが来たときに、今度は次の段階としてどういうサジェスションをするか。どんな企画をしてくださいとか、どういうものがいいですよとか、モデルケースなど、次のステップがあると思いますので、また御検討をよろしく願いいたします。

○文部科学省 ありがとうございます。

○辻村会長 それでは、お待たせしました。厚労省の説明について、御質問等はございませんでしょうか。

どうぞ、納米委員。

○納米委員 婦人保護事業のあり方の検討ということなのですが、これは婦人保護事業という枠組みはこのままにして、その中身をどのようによくしていくかということだと理解したのですが、かねてより辻村会長もおっしゃっているのは、婦人保護事業という枠組みそのものを見直したほうがよいのではないかとということなのではないかということが1点。

もう一つは、資料1の20のところにかかわるのですが、関係機関の連携ということですので。これに関しても、厚労省からの資料の6ページのDV対策等の機能強化ということでネットワーク事業となっているのですが、現在、DVというのは被害者支援と警察が行っている人身安全事案への対応という、加害者なども含めた対応というものがあって、その2つのところに非常に大きな溝があって、そこが繋がらないというところがとても大きな問題だと思うのです。そのことも視野に入れた上でのこのネットワーク事業ということなのかということについて、厚労省の見解をお伺いできればと思います。

○辻村会長 よろしく願いいたします。

○厚生労働省 御意見をありがとうございます。

まず、1点目、婦人保護事業の見直しについてですが、これは今までの枠をそのままという形ではなくて、今回の調査でも、対象となる女性についての範囲とか、今までの課題ということもありますので、そういったことを考えながら婦人保護事業の全体的なあり方を検討していくという形で、今後、調査結果等を踏まえ、課題の整理を行いつつ、検討会の場で意見を伺いながら対応していきたいと思っております。

2点目のネットワーク事業の関係ですけれども、この事業に参加しているネットワークにつきましては、社会福祉関係、地域保健関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係などの関係機関の方に集まっていただいて、DV被害者の支援についてのネットワーク会議を設けるという形になっております。先ほど委員が言われました6ページのちょうど真ん中ぐらい、「4 DV対策等の機能強化」の3つ目の○のところが、今のネットワーク事業という形で予算化されております。

○辻村会長 ありがとうございます。

私のほうから。先ほどメンションをしていただきましたので、これは別添1の2ページ目ですが、平成29年度に始められた調査ですね。その中で、支援対象となる女性の範囲の明確化というものが出てきて、これは昨年4月5日の調査会でお出しくださった資料を持ってきて見ているのですが、その記載には、根拠法として売春防止法を使ったりDV法を使ったりいろいろあるのです。その対象女性は、売春経歴を有する者とか、DVの被害者とか、いろいろあるのですが、それを調査したということでしょうか。1年たって、実際問題として、本当に売防法で売春経歴がある人の保護をしなければいけなかった女性の割合というのはどのぐらいだったのですか。

○厚生労働省 そういった意味での調査という形ではなくて、今、婦人保護事業というのは、もともと売春防止法が根拠規定になっていきますけれども、この売春防止法の根拠規定からどういった形で出ていくかということも含めて、今後検討していくという形に。

○辻村会長 ですから、今後、この事業の名前を変えたり、法律を改正したりしなければいけない。その準備をしてくださっていると考えるとよろしいのですか。

○厚生労働省 そうです。

○辻村会長 どうぞ。

○種部委員 私もそれが知りたいところで、若年層も今いろいろと調査研究を担当させていただいていたのですけれども、居場所のない子供を最初に保護するときに、どうしてもDV防止法の範囲で保護しなくてはいけない条件の人と、居場所がなくてそこに行く若い子というのは、背景が全然違うわけで。若い女性を保護しようとしたときに、一時保護施設で一番困るのは、スマホが使えないから逃げ出すというタイプで、若い女の子にとってちょっと居心地のいい場所ではないというのが問題ということが、今回いろいろ調査しているとわかってきていると思うのですね。

そうなりますと、DV防止法の適用で保護された被害者の安全確保という意味では、当然スマホとか、居場所が外部に漏れないための留意は非常に大切なことなので、それは重視すべきなのですが、売春防止法の適用で保護された若年女性が同居しているという時点で、それが適した環境とはちょっと思えないと思います。その辺は違う法律で同じ施設、2つの事業をやっているところに無理があるということを感じますので、データが出てきたところで検討していただきたいと思います。

もう一点、新規の事業では、若年被害者女性のモデル事業で、「JKビジネス」とか、

その辺にいる女の子たちをどうやって保護していくのかということをやっただいて、どんな結果かぜひ検証していただきたいと思うのですが、この事業では民間支援団体を初めて関連連携会議の中に入れていていると思うのです。初めてかどうかわかりませんが、なかなか民間の支援団体と公的な施設とで連携がうまくとれていなかったように思うのですね。せっかく民間団体から何とか公的支援につないでも、また帰って行ってしまったり、なかなかそこから自立というところのステップに行けなかったというのは非常に問題だったと思うので、ぜひ効果的にこの事業をやっただきたいと思います。これは手挙げですか。都道府県・市町村？

○厚生労働省 はい。この事業につきましては、都道府県・市町村等から、まずは協議という形で厚労省のほうに出していただきまして、その内容を確認した上でこの事業を行っていただくという形で考えております。

○種部委員 ちょうどいいリソースのあるところでいい事業をやっただきたいので、白羽の矢を立ててください。ちゃんとリソースを持っているところがやらないと効果が見えてこないですし、この効果にとっても期待したいと思いますので、いい事業をやっただけのように取り計らっていただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

原委員、手短に。

○原委員 5ページの2の3つ目の新規事業です。さまざまな困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置という、これは非常にありがたいと思っています。これで得られる経験・知見を、この困難を抱える女性というのは恐らく市町村にいる中で支援をやっていくということになると思いますので、こういう情報共有も含めて、連携にかかわる部分ですけれども、ぜひ市町村との連携も視野に入れた対応ということで、この事業をぜひやっただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

困難を抱える被害者というのは、外国人なども入るということですか。

○厚生労働省 入ります。

○辻村会長 そうすると、通訳ができる人を配置すると。

○厚生労働省 通訳につきましても、通訳がない場合はその通訳を雇うための補助金という形で支出をしております。

○辻村会長 それでは、時間が来ましたので、まだまだたくさん論点があるかと思いますが、このあたりでヒアリングを終えたいと思います。もし後でまた御意見等がございましたら事務局までお知らせいただいて、個別に対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4つの省庁の方には、ここで御退席をお願いすることになります。どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

(消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省退室)

○辻村会長 それでは、時間がございませんので、早速、議題2の取組の骨子案に進みますので、事務局から説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料6をご覧くださいと思います。

重点取組事項の骨子案ということで、暴力関係部分の抜粋でございます。来年度予算等に反映することに重点的に進めるべき具体策について、参画会議として、総理、関係各大臣に対し、取組を求めるという内容でございます。

暴力関係でございますが、Iの安全・安心な暮らしの実現の中の一つの項目として、「3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」という形で載せておるところでございます。前回から変更、追加があった部分については波線を引いておりますので、そこについて言及させていただきますと思います。

「3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」ということで、柱が(1)～(5)の5本立てという形になってございます。「(1) 性犯罪への対策の推進」で、波線部分、①でございますが、刑法改正の調査ということでございます。1点だけ言及させていただきたいのですが、平成24年7月にこちらの専門調査会で性犯罪への対策の推進ということで報告書を出させていただいたのですが、これは積み残しになっている課題が幾つかございますので、先ほども少し議論がございましたけれども、例えば、暴行・脅迫要件の話だったり、公訴時効だったり、あるいは性交同意年齢の引き上げだったり、そういった残された課題についても含めて実態調査をやっていただきたいと考えております。

時間もありませんが、大体波線の引いてあるところは、これまで重点的に説明させていただいたところがこういう形になっておるところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

今、補足していただきました「(1) 性犯罪への対策の推進」ということで、これは当専門調査会が、私はその時会長になっておりましたけれども、平成24年7月に性犯罪への対策の推進という報告書を出しました。それが今回の刑法の改正につながったと言っているものです。ここでは、まず、性交同意年齢ですね。13歳の問題が出ておりますし、暴行・脅迫要件の是非についても議論がありましたし、夫婦間レイプとか、そういった問題も積み残しています。今回の刑法改正については、法務省からの回答も出ていますけれども、それは審議されたけれども、結局、慎重な検討を要するというところで、法制審議会の多数を占めるに至らなかったということですね。これらの課題が残っているので、この調査は今後3年間の見直しということですから、それはする必要があるということでございます。これについては、何とか入れていきたいと思っております。今後、重点方針専門調査会において、私が我々の調査会の意見を集約して説明するための原案をつくらないといけないのですけれども、(1)については、今のことを含めてよろしいですね。

それから、現在の文書には、セクハラが全然入っていないことが気になりました。我々の所掌事項は、性犯罪、DV、ストーカー、セクハラ、人身売買、結構いろいろあるので

すけれども、その項目の中に今回セクハラが入っていなかったというのは、90年代から法律も整備されて、訴訟も起こっていて、ある程度、周知徹底された段階になったと思っていたから、この調査会ではセクハラの問題をそんなに扱ってこなかったといえます。しかし、今回のことで、実態は全然だめだということがわかりまして、今回、幸か不幸か、世界中に知れ渡ったのですね。外国の専門家その他からのインタビューなどもテレビで毎日報道されていて、日本はひどいと、GGIが低いのがこれで証明されたという報道が毎日流れている状態でございます。そういう中で、専門調査会として実態も調査しないといけないでしょうし、今後の対策について提言を出していくとか、報告書の中にセクハラ項目を入れざるを得ないのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

そういたしますと、私が専門調査会で発表するのは5月中ごろの、重点方針専門調査会ですけれども、それまでに一応原案を事務局でつくっていただいて、1項目、セクハラ対応に関する論点を加えましょう。それはメール会議しかないですから、メールで御意見をいただいて文案を固めていく。これを施策として予算案も含めた形で出すのは8月でいいかと思いますが、項目は出しておかないといけないですね。項目はしっかり入れていかないといけないので、これについて早急に対応をしたいと思いますから、事務局のほうで原案をつくっていただくということかと思います。

そういうことを前提として、残り時間がわずかになってしまって恐縮でございますが、この骨子案に向けて御希望なり御意見なりをいただきたいと思います。

どうぞ、種部委員。

○種部委員 先ほど法務省の方に言いましたけれども、薬物、アルコール使用のものですね。これは広報啓発「等」と書いてありますけれども、「等」の中にぜひその現状を。抗拒不能だったことを証明することは困難なので、今はほとんどが泣き寝入りになっていると思うのですね。非常にふえているので、それは調査も含めてお願いしたいです。

もう一点、資料1で、何回もくどく出ささせていただきますけれども、37番、38番、DVで妊娠した場合の母体保護の問題です。これはDVだけではないですよ。性暴力で旧強姦被害に遭った方が妊娠したときに、結婚されている方の場合は夫に人工妊娠中絶の承諾を求めないといけないという法律なのです。そうすると、夫は聞きたくないということも当然あると思うのです。そういう方は実際におられました。なので、それを考えると、性暴力による妊娠、DVによる抗拒不能の状況、暴行・脅迫の状況で妊娠した人については、配偶者の同意を求めるといえるのは問題だと思うので、ぜひ検討していただきたいのです。どこかに載せないといつまでたっても変わらない。

○辻村会長 それは母体保護法の改正でいけますか。

○種部委員 母体保護法改正か、あるいは性暴力禁止法を新設し墮胎罪の違法性阻却を含めて、でもいいと思います。性暴力を受けた人たちの中で、望んでいない妊娠をした人がどのぐらいいるのかというのは、調査してもいいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 希望というか、要望というか、お願いなのですけれども、「(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶」とありますけれども、ここに先ほどあったセクハラが入っていないのです。これは文科省がもしかしたら担当なのかもしれませんが、学校とか、子供の集団組織内で起こる性暴力ですね。子供同士とか、大人から子供へ、これはいじめ対策とかでは扱われているのですけれども、性暴力としては表面に余り出てきていないのですけれども、暗数はかなりあると思うので、そういう意識の改革も含めた救済の方法とか、そういうことについてぜひ加えていただけたらと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

先ほどのセクハラ項目ですけれども、セクハラとして項目を立てるつもりで先ほど御提案したのですけれども、若年層のところにも学校でのクラブとかにおけるセクハラとか、そういうものをまた細かく書き込んでいく、両面でいくということでお考えですか。

山田委員、それについて何かご意見がございますか。

○山田委員 そのセクハラ案件が入るのでしたら、この点を考慮していただきたいと思うのは、多分整備されたというのは、同一の組織に属するものが訴えるとか、そういうところは整備されてきたと確かに思うのですけれども、同一の組織に属さないもしくは全く組織がない人が被害に遭うケースが多くて、それをどうやって救済していくかということが多分問題になってくるのだと思います。私は長いので、5～6年前に同じことを言ったと思うのですけれども、教育実習生が担当指導教員の中学・高校の先生につきまとわれたケースとか、就活生がリクルーターの人に、全く非公式ですけれども、学生としては絶対に入りたいとか、教育実習の単位がもらいたいためには我慢せざるを得ないというような状況がありますので、ぜひ同一の組織に属さないケースに関するセクハラに関して重点的に何か対応をお願いしたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

今回、均等法も人事院規則ももう一回読み直してみましたら、明らかに同一の組織を念頭に置いているんですね。とくに人事院規則では、その官庁が事業者としての配慮義務があることを書いて、次に、当該職員を保護すべきであるとして書いてあるので、今回それを出してしまうと、当該公務員のほうを保護すべきというように読めてしまうんですね。ですから、法律とか規則自体が同一の職場内でのセクハラ問題だけをおもにターゲットにしているということですので、そうではない場合はどうするかという問題があると思います。

ほかに御意見はどのぐらいですか。全員から手が挙がっていますので、1人1分で、6分ということにしましょうか。手が挙がった順で、納米委員が1番、原委員が2番、阿部委員、小西委員、可児委員の順でお願いします。

○納米委員 改めてなのですけれども、DVにきちんと焦点を当て直していただきたいと思うのです。といいますのは、3人に1人とか4人に1人は経験があるわけですね。この重大性というものをきちんと踏まえた上でやっていただきたい。抽象的な言い方で申しわ

けございません。

それと、この資料1のところの18、19、20のところで、内閣府が非常に重要なことを書いていらっしゃるの、頑張ってください、応援していますということです。特に配暴センターと警察との機関連携が重要という点と、19の対策の見直しと強化という点をよろしくお願いします。それから、20の連携体制の整備と強化を本文化する中で検討するということですので、これはどのような形になるのか、期待しております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

DVについて、ほかにありますか。

DVについては、私のほうから、(3)のところに共同生活の本拠を共にする新しい改正のことは書いていないのですか。

○杉田暴力対策推進室長 書いています。

○辻村会長 これですね。この改正の結果といいますか、要するにデートDV的なものがどういう実態にあるかということの調査がまだできていないと思いますので、それもぜひ入れていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○原委員 私のほうは骨子案に直接触れるものではないのですが、例えば、ワンストップ支援センターの設置促進で国の交付金が創設されましたが、地方自治体のこれからの取組促進を考えると、独自の予算化というものを促していくことが必要だと思います。これはDV対策についても同じで、これからは国頼りではなく、地方自治体独自の予算化をし、また、国のほうが自治体間の取組差を埋めていくということをぜひ音頭を取ってやっていただきたいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

阿部委員。

○阿部委員 財務省のセクハラ事件について、会長のほうからも書面で意見が出されましたし、各委員からも非常に前向きな意見が出されたことと思います。この会にとどまらず、これを財務省にぜひ反映させていただきたい。くれぐれも今の被害者をあぶり出すようなことをしないで、匿名性を守りながら事件の真相究明ということ、ある意味でこれは政府に対してもきちんと伝わる、反映されるように、ぜひ皆様をお願いしたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

小西先生。

○小西委員 2つあります。

1つは、内閣府のほうで言う時間がなかったので、ワンストップセンターの24時間化は非常に大事なことだと思いますが、何しろお金が要るので、今、原委員がおっしゃったように、恒常的に予算が出るようにということをぜひ地方自治体にも働きかけてください。内閣府のお金はありがたいのだけれども、使うのがなかなか難しいですね。ハードルが。

ぜひそのところを実現するようにしていただきたいと思います。

もう一つは、ハラスメントのほうは、2つの新しい問題が出ていていると思っています。1つは今の異組織間ですね。実際の被害者の方も、ビジネスのクライアントからの被害という方もたくさんいらっしゃいます。もう一つは、最高幹部の人が、幾ら研修をしても、若い方はむしろ研修に参加するからハラスメントについて知っているのだけれども、一会社もそうかもしれませんが一番上の方は何も変わっていないというのが今回非常によくわかったので、偉い人に研修をとということをぜひ入れていただきたいと思います。

○辻村会長 最後に、可児委員。

○可児委員 骨子案の関係、DVのところなのですからけれども、ここで議論をしていますが、面会交流であったりとか、子供の問題が相当議論としては出てくるのですが、骨子案のところでも全く子供に関する項目がありません。ここに挙がっていないと、結局、この問題は毎回議論は出るのだけれども何も進んでいかないという問題になってしまうので、ぜひDVの子供に対する影響だとか、そういった形でもいいので、何がしか子供のことについては入れていただきたいなと思っています。

その関連で言うと、ここの調査会に最高裁からの方が来たときがあったかと思うのですが、民事局しか来ないのでよね。むしろ今、中心的な争点は面会交流で、面会交流はたしか前回家庭局の問題ですという形で逃げられてしまったような記憶があるので、ここに来られるときには家庭局の方も呼んでいただきたいと思っています。

もう一つは、資料1の内閣府の回答の関係で先ほど言い忘れちゃったので、ぜひお願いしたいのが、27の回答のところですね。内閣府のほうで一時保護件数減少の理由を確認する方向で検討してまいりたいということを入れていただいているところですが、もう一つ、減少ということ言えば、保護命令の件数が異様に減少しているということが従前から問題になっていますので、どういった形で入れられるかわからないのですけれども、それも何か原因を探れるような形の調査を検討していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

面会交流は最高裁の判決もありますし、結構難しいですね。ただ、入れるとしたら(3)の配偶者等のところ、DVのところですね。

○可児委員 面会交流まで書き込めなくても何か子供というところは入れておかないと。

○辻村会長 そうですね。可児委員から、できたら、どこにどのような形で書き込むことがベストであるかという御提案を事務局のほうにさせていただければありがたいと思います。

それでは、時間となりましたので、本日は、短い時間で多岐にわたり非常に活発な御意見をいただくことができまして、ありがとうございます。これを5月中旬の重点方針専門調査会で私から報告をし、その後、男女共同参画会議で決定するという運びになります。ですから、時間的には、5月中旬の専門調査会に最終提案を持っていかなければいけない。

そうすると、皆様からの御意見のリミットはいつごろになりましょうか。5月初旬で間に合いますか。連休明けで間に合いますか。

○杉田暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 そうすると、連休明けまでに御意見等をお出しくださって、その後を事務局のほうでプランとしてまとめていただいて、それをメール会議にかけます。それで、中旬までに少し余裕があるかもしれないですね。そうやってまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これは前回の重点方針の調査会でも私が発言したのですけれども、今、4次の計画で、今度は第5次の計画になるのですね。そうしますと、4次計画の期間があと2年しかないため、今年出しておかないと、もう新しい予算化は無理だろうなと思うのです。そうすると、4次の計画が漏れなく実施されるかどうかという点でも、ことしの要求で最後になってしまう可能性があります。もちろん来年も短い時間にやるということはできますけれども、並行して5次の計画が出てきますから間に合わないということにもなりますので、ことし漏れのないようにしっかりと考えておきたいと思います。その点も踏まえまして委員の皆様から追加的に御意見をお出しただければありがたいと思います。

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。